

判 決 骨 子

1 事案の概要

本件は、平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙（本件選挙）について、沖縄県選挙区の選挙人である原告が、公職選挙法14条1項、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（本件定数配分規定）は憲法に違反して無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 当裁判所の判断

- (1) 憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているところ、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。
- (2) 平成27年の公職選挙法の改正は、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、2つの合区を創設することにより、都道府県を参議院議員の各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めることを求めた最高裁判決の趣旨に沿う措置を採り、その結果、長期にわたり5倍前後の大きな投票価値の較差が継続していた状態を解消してこれを3.08に大幅に縮小させたものであること、憲法上、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、必ずしも衆議院議員の選挙におけるそれと同程度のものが要請されるものとは解し難いこと、本件選挙は、上記改正後初めて実施された選挙であることに照らすと、上記改正により定められた選挙制度の仕組みは、本件選挙の当時においては、国会の裁量権の行使として合理性を有しないものということとはできない。
- (3) したがって、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡

が,違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったとまでいうことはできない。

以 上